



山形県

酒田港

Port of Sakata 2019



概要

■位置及び地勢

酒田港は最上川の河口に位置し、鳥海山、出羽三山に囲まれ、庄内平野の要衝にある。古くから米の産地として知られ、江戸時代に井原西鶴が記した「日本永代蔵」にも米を取り扱う豪商の繁栄ぶりが記されている。出羽丘陵を出た最上川は、平野の中央を西北に流れ、日本海にそそぎ、平野の西にある砂丘地帯は延長約35km、幅員1.5～3.0kmで、豊富な地下水を利用したメロンやイチゴなどの園芸産地となっている。

■波浪

本港の波浪は季節風によるものが多く、その進行方向は大体海岸に直角方向であり、等深線は、海岸線にほぼ平行に走っている。最大波高は10.65mで西から西北西の方向である。もっとも多く見られる波は、波高0～2.0m、波長70～80m、周期4～6秒である。

■地質

本港の底質は砂質であり、内港は細粗中砂にいくぶんシルトを含み、外港の内側と最上川河口は粗中砂、港口と北海岸は細砂質が多い。

■気象

日本海沿岸は一般に秋から冬にかけて、低気圧が中国大陸または黄海方面に発生して日本海を縦走するため、海上はシベリア方面からの季節風が吹き、庄内地方の気象も風が強く、酒田の強風日数は年間50日で、うち7割は11月～3月の間となっている。

■潮流

本港は潮差が極めて少なく、日潮差30cm未満に過ぎないため、潮の干満による潮流への影響は微弱なものと思われる。潮流は海岸沿いに南から北に向かい0.15m/秒前後であるため、船舶の航行に支障を来すことはない。

■漂砂

当海域の漂砂の移動方向は、風況や波浪に影響されながらも南下する方向を示し、海岸は全体として汀線変化が小さいといえる。しかし、最上川左岸側は、河川からの供給土砂の影響も受けているためか全体的に堆積の傾向にある。

■潮位

大潮平均高潮面+0.30m さく望平均満潮面+0.45m 平均水面+0.21m

鳥海山 2,236m

庄内平野

日向川

豊川

北港地区

外港地区

酒田港

本港地区

最上川

沿革

昭和4年6月	第二種重要港湾に指定
1932年7月5日	酒田港の河海分離工事完成
1937年12月4日	山形県酒田港務所設置
1944年19年6月1日	東北海運局酒田支局設置
1947年22年9月15日	酒田税関支署設置
1948年23年1月1日	開港場指定
23年5月1日	酒田海上保安部設置
1950年25年5月31日	港湾法（法律第218号）制定
1951年26年1月19日	港湾法による重要港湾に指定
1952年27年1月15日	酒田港及び附近航路の安全宣言
27年7月1日	出入国管理指定
1953年28年3月20日	山形県が港湾管理者となる
28年3月20日	港湾区域を指定
1954年29年8月25日	運輸省告示第379号により甲種港湾に指定
29年11月5日	港湾計画会議による計画決定
1957年32年2月14日	農林省令第9号により植物防疫港に指定
32年7月1日	仙台入国管理事務所酒田出張所設置
1958年33年3月29日	建設省告示第679号により酒田港臨港地区指定
1959年34年5月19日	山形県告示第388号により港湾区域改定
1960年35年10月1日	新潟検疫所酒田出張所設置
35年10月1日	厚生省告示第206号により検疫区域を指定
1962年37年3月30日	山形県告示第525号により海岸保全区域指定
1963年38年11月1日	酒田港植物防疫官事務所開設
1965年40年4月7日	山形県告示第330号により港湾隣接地域指定
1966年41年3月28日	港湾審議会第26回計画部会で酒田港拡張計画決定
1967年42年9月1日	横浜植物防疫所酒田出張所設置
1968年43年6月1日	港湾区域の変更
1969年44年5月26日	山形県告示第529号により港湾隣接地域追加指定
44年6月15日	酒田港石油基地さん橋建設着工・同年9月14日竣工
44年12月26日	山形県告示第1318号により酒田港臨港地区追加指定
1970年45年8月4日	酒田北港建設起工式
45年8月18日	港湾審議会第43回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
1971年46年5月1日	山形県酒田海洋センター開館
1974年49年11月1日	西ふ頭大浜陸橋開通、酒田北港開港式典開催
1979年54年7月21日	北防波堤計画延長2,000m達成
1980年55年5月27日	北港50,000トン岸壁着工（58年3月29日完成）
1982年57年8月11日	港湾審議会第99回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
1983年58年3月9日	港湾区域の変更
1984年59年9月17日	内航コンテナ船雷鳥丸（993G/T）就航
1985年60年7月21日	第2北防波堤第1号ケーソン据付
1985年60年11月1日	劉延東女史率いる「中国青年訪日友好の船」紫羅蘭号寄港
1987年62年4月14日	山形県告示第516号により臨港地区の追加
1989年	
平成元年6月1日	日本海初の双胴船「ニューとびしま」就航
元年12月1日	波エネルギー吸収型防波堤実証試験（ケーソン据付、発電、各種計測開始）
1991年3年5月1日	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行
1992年4年5月	日本海新航路「東方水上シルクロード」開設（同年8月第1船入港）
1993年5年3月26日	港湾審議会第144回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
5年6月23日	“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会設立
1994年6年4月1日	家畜伝染病予防法に基づく指定港に指定
1995年7年5月9日	酒田港一釜山港間定期コンテナ航路開設
2000年12年4月22日	酒田北港緑地展望台完成・オープン
12年7月14日	酒田港国際ターミナル（多目的大型岸壁）供用開始 第1号コンテナクレーン供用開始
2003年15年4月23日	総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定
2004年16年7月1日	SOLAS条約発効に基づき、保安対策開始
2005年17年7月18日	本港地区が「みなとオアシス酒田」として認定
2006年18年7月6日	交通政策審議会第18回港湾分科会で酒田港港湾計画の改訂決定
2009年21年1月15日	家畜伝染病予防法施行規則改正により稲わら等の輸入港に指定
2010年22年8月3日	重点港湾に選定
2011年23年11月11日	日本海側拠点港（リサイクル貨物）に選定
2013年25年4月1日	古湊ふ頭上屋、リーチスタッカー供用開始
25年11月28日	第2号コンテナクレーン供用開始
2014年26年12月24日	コンテナ荷役機械「リーチスタッカー（2台目）」供用開始
2015年27年11月20日	コンテナ荷役機械「リーチスタッカー（3台目）」供用開始
2016年28年11月1日	高砂ふ頭コンテナヤード拡張工事の完成・供用開始
2017年29年1月13日	「ポート・オブ・ザ・イヤー2016」受賞
29年4月1日	古湊ふ頭大型客船対応施設（防舷材、係船柱）完成
29年8月2日	本県初の外国船籍クルーズ船「コスタネオロマンチカ」が寄港
2018年30年1月1日	高砂ふ頭コンテナ管理上屋（管理棟、トラックゲート）供用開始
2018年30年4月1日	高砂ふ頭岸壁を110m延伸、供用開始

酒田港は最上川の河口に発達した港で、古くから日本海沿岸や内陸河川交通の要衝として多くの豪商が軒を並べた。なかでも二木家・鍛屋・本間家等は、酒田港の象徴として全国にその名を知られている。寛文12年（1672）、河村瑞賢による西廻り航路の開拓で酒田港は繁盛し、江戸中期には廻船問屋が97軒を数えるなど、嘉永・安政の頃は酒田港全盛の時代であった。しかし、河口港として発達した酒田港は、最上川下流部における乱流や大洪水による流出土砂のため、港口の水深維持が困難であった。明治には帆船から汽船に変わり、船舶が大型化するにつれて港の利用度は低下し、衰微をまぬがれなかった。明治17年、政府は最上川航路の改良を目的とした治水工事を起こし、河口港としての悪条件を克服してきた。近代設備の整った酒田港は大型外国船の入港が目立ち、昭和45年には北港地区の建設に着手、昭和49年11月には、第一船が入港し、北港の開港式典が行われた。また、平成4年には中国黒龍江省との新航路「東方水上シルクロード」が、平成7年には釜山港との定期コンテナ航路が開設された。さらに、平成12年7月からはコンテナクレーンやCFS上屋を備えた国際ターミナルの供用が開始された。

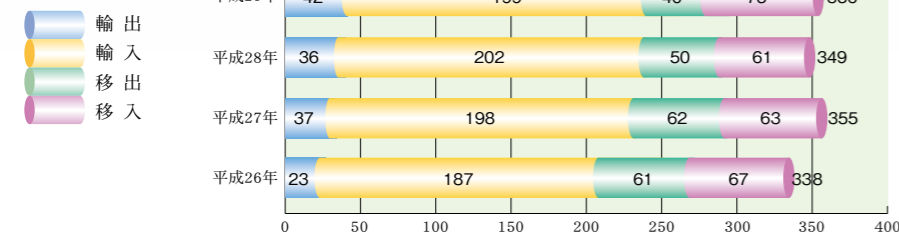
近年では平成15年4月「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」指定、平成22年8月「重点港湾」、平成23年11月「日本海側拠点港（リサイクル貨物）」、平成29年「ポートオブザ・イヤー2016」にそれぞれ選定された。

酒田港周辺では風力発電や太陽光発電、バイオマス発電施設の建設・稼働も続いており、再生可能エネルギーの集積が進んでいる。また、港湾機能についても国際コンテナターミナルの岸壁延伸など、貨物量の増大に対応した整備が進められており、今後の更なる発展が期待されている。

統計

取扱貨物

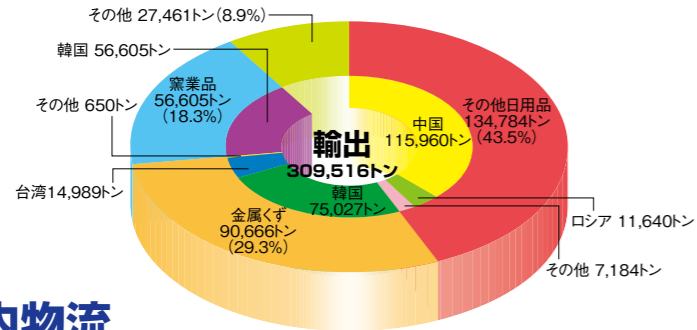
■海運貨物推移表



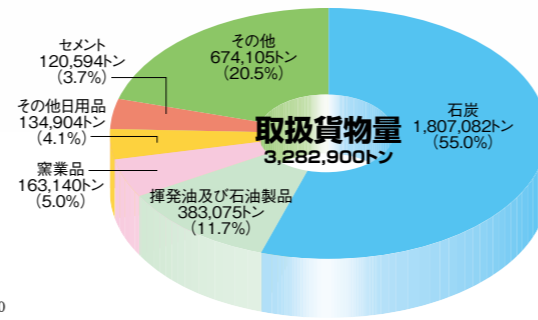
※端数処理の関係で、合計値が異なる場合があります。

国際物流

■平成30年輸出入貨物品種別表

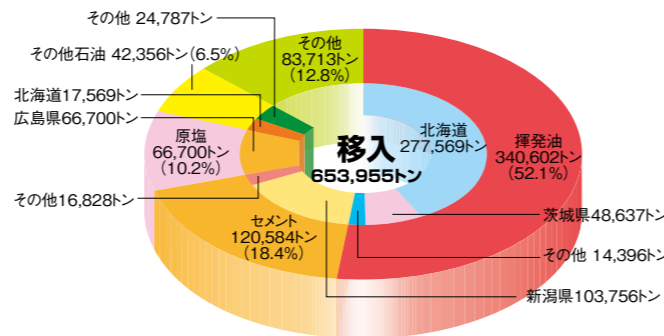
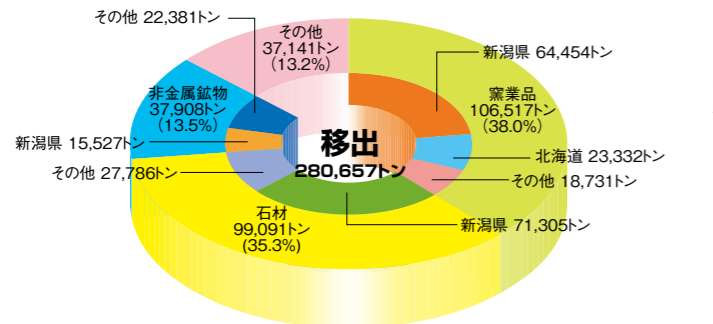


■平成30年品別取扱貨物表



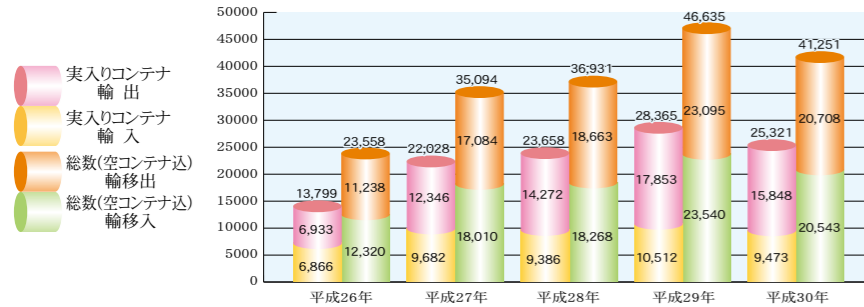
国内物流

■平成30年移出入貨物品種別表

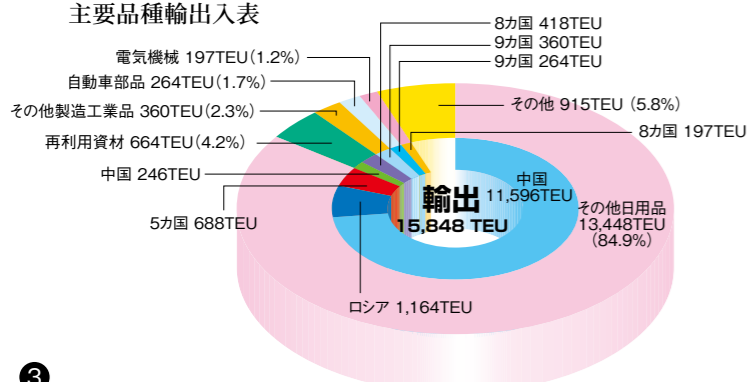


コンテナ貨物(空コンテナ含む)

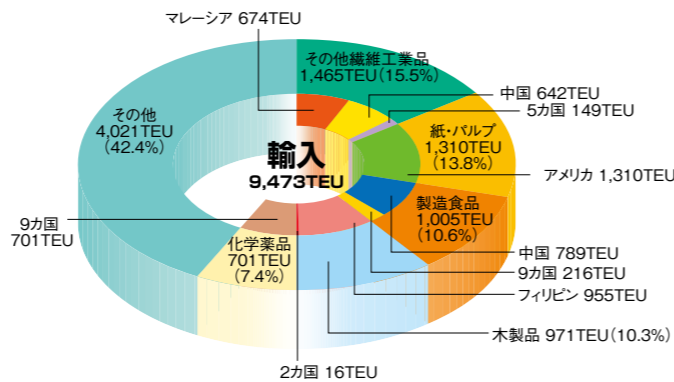
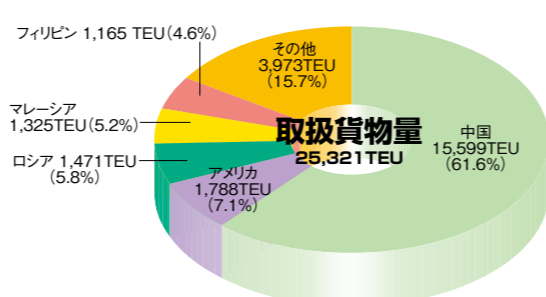
■コンテナ貨物推移表



■平成30年コンテナ貨物主要品種輸出入表



■平成30年コンテナ貨物国別輸出入表



入港船舶

■貨物船

酒田港の取扱貨物は、オーストラリア・中国などからの石炭等の輸入が多くを占めています。またコンテナ貨物では、日用品関連の輸出や、繊維工業品、紙・パルプ、製造食品の輸入など、中国、アメリカをはじめ多くの国々との取引が行われています。



石炭船とアンローダー(石炭荷役機械)



コンテナクレーン



NAWATA BHUM(高麗海運(株)、長錦商船(株)、南星海運(株))



SUNNY DAISY(南星海運(株)、高麗海運(株))



STAR APEX(南星海運(株)、高麗海運(株))

■クルーズ船など

親しまれる港づくりとして、クルーズ船入港時にはセレモニーや船内見学会を、自衛艦や海上保安庁の巡視船入港時には体験乗船などを行っています。貨物のみならず人と人の新たな出会いと絆の場を提供するのも港の大きな役割です。



スクラップ



工業塩



外国船籍クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」



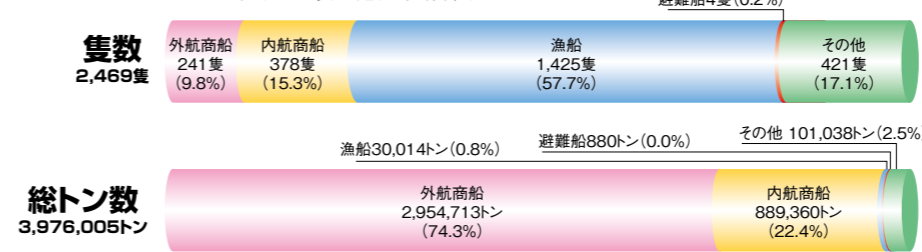
クルーズ船「飛鳥II」



外国船籍クルーズ船「コスタ ネオロマンチカ」

入港船舶

■平成30年入港船舶種別表



定期コンテナ航路

この航路は、平成7年5月に開設された航路で、週3便で韓国の釜山（うち1便は中国の上海に寄港）と結んでいます。
この航路を経由して、世界各地との貿易が可能です。（令和元年5月1日現在）

酒田港利用のメリット →P6参照

1 コンテナ貨物利用促進助成

2 港湾施設使用料の減免措置

既に実施されているコンテナ航路に関連する荷役機械使用料の3分の1減免に追加し、平成21年8月1日からコンテナヤード使用料、岸壁使用料を2分の1減免、入港料についても2分の1相当額を減免します。



国際定期コンテナ航路 週3便 (2019年4月1日現在)

運航船社	月	火	水	木	金	土	日
高麗海運	⇒	金	新	酒	⇒	釜	山
高麗海運	⇒	新	酒	秋	⇒	釜	山
南星海運	⇒	新	酒	秋	⇒	釜	山
長錦海運	⇒	新	酒	秋	⇒	釜	山

運航船社	月	火	水	木	金	土	日
南星海運	釜	八	苦	酒	⇒	釜	山
高麗海運	釜	石	戸	小	牧	酒	田

運航船社	月	火	水	木	金	土	日
STAR SKIPPER	⇒	釜	山	⇒	清	水	小
STAR SKIPPER	⇒	釜	山	⇒	清	水	小

交通アクセスガイド

空路

庄内空港 - 羽田空港 (1時間) 4往復
庄内空港 - 成田国際空港 (1時間) 1往復
(令和元年8月1日就航予定)

道路 (高速・地域高規格道路)

●山形 ↔ 酒田港

①山形自動車道利用 距離122km (1時間41分)

②東北中央自動車道利用 距離123km (2時間10分)

●米沢 ↔ 酒田港

①山形自動車道+東北中央自動車道利用 距離166km (2時間10分)

②東北中央自動車道利用 距離165km (2時間39分)

※資料:Google マップ

鉄道 (新幹線)

東京駅 - 新潟 - 酒田駅 (最短4時間)
※上越新幹線利用

東京駅 - 新庄 - 酒田駅 (最短4時間50分)
※東北・山形新幹線利用

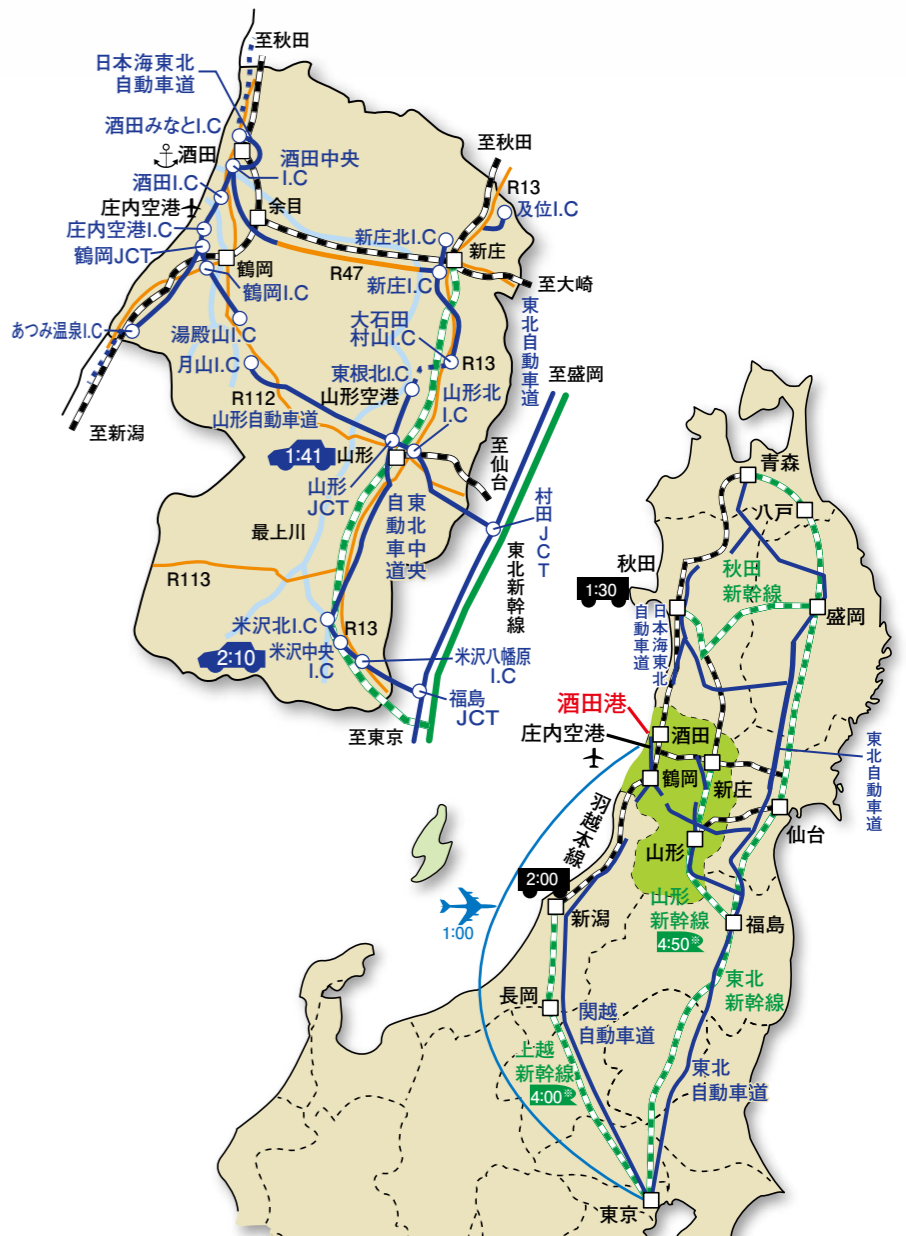
鉄道 (在来線)

秋田駅 - 酒田駅 (1時間30分)

新潟駅 - 酒田駅 (2時間)

仙台駅 - 小牛田 - 酒田駅 (最短3時間40分)

仙台駅 - 羽前千歳 - 酒田駅 (最短3時間30分)



定期コンテナ航路に関する港湾施設使用料

項目	料金	備考
入港料 (総トン数700トン以上外航船舶)	1.15 円/トン	50%相当減免
岸壁	2.36 円/トン	50%減免
荷役機械(コンテナクレーン)	22,654 円/30分	3分の1減免
荷役機械(リーチスタッカー)	1,260 円/30分	3分の1減免
荷さばき地	50 円/TEU・日	50%減免
冷凍電源	31 円/kwh	
上屋	20 円/㎡・日	

(注) H31.4.1 現在

令和元年度 酒田港コンテナ貨物利用促進助成制度の概要

区分	新規荷主助成		継続荷主助成	特殊梱包貨物荷主助成
	トライアル助成	陸送費助成		
対象者	酒田港を新規に年間5TEU以上利用した荷主		平成30年から引き続き酒田港を利用し、年間50TEU以上利用した荷主	精密機械を木材、金属又は強化ダンボール等でつくられた箱又は枠による梱包により出荷した荷主
対象貨物	利用貨物量(TEU)		利用貨物量(TEU)	特殊梱包貨物(m ³)
助成単価	20,000円/TEU	酒田港からの距離に応じて次の金額を加算 3,000円/TEU(50km以上) 4,000円/TEU(100km以上) 5,000円/TEU(150km以上)	4,000円/TEU(100TEU以下分) 2,000円/TEU(101~300TEU分) 1,000円/TEU(301TEU以上分)	3,000円/㎡
上限額	100万円/荷主 (トライアル助成と陸送費助成の合計)		500万円/荷主	50万円/荷主

(注)①下線は令和元年度助成において拡充した部分。
②助成金交付は予算の範囲で実施します。

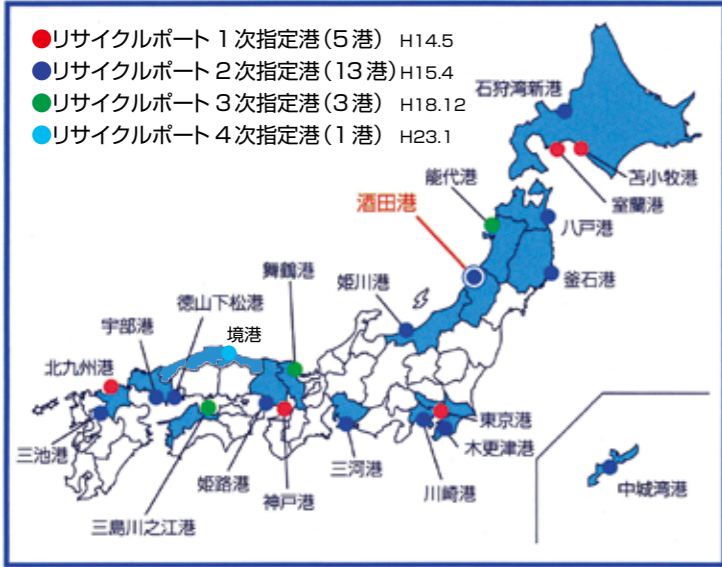
リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)

酒田臨海工業団地へ立地のご案内

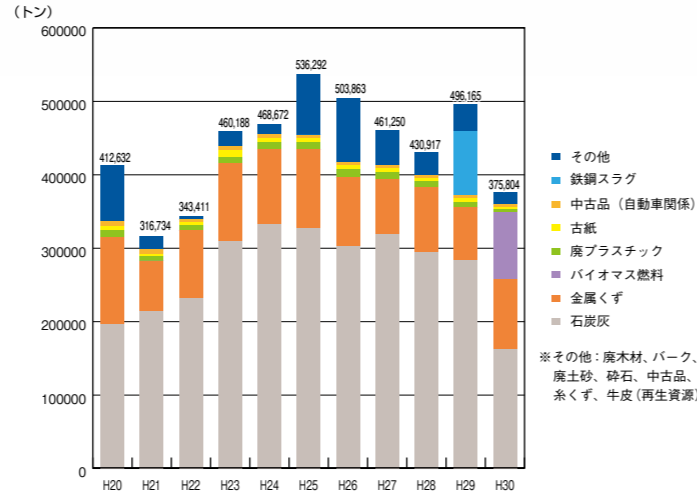
広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)として国が指定し、リサイクルの拠点づくりを支援するものです。

※静脈物流：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送をこのように表現している。

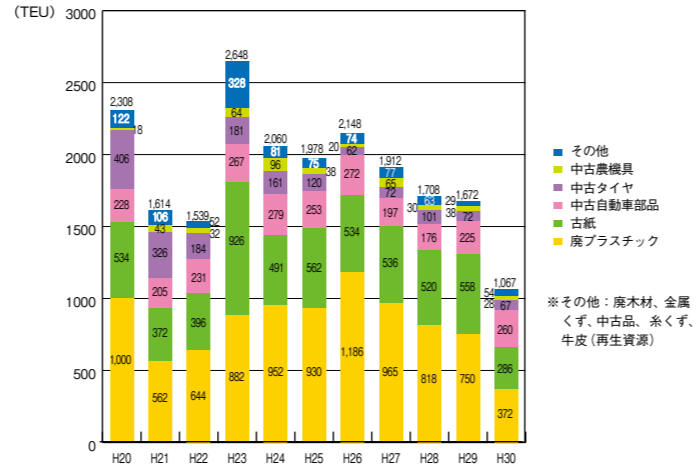
リサイクルポート指定港



■酒田港リサイクル関連 貨物量の推移 (トン)



■酒田港リサイクル関連 コンテナ貨物量の推移 (TEU)

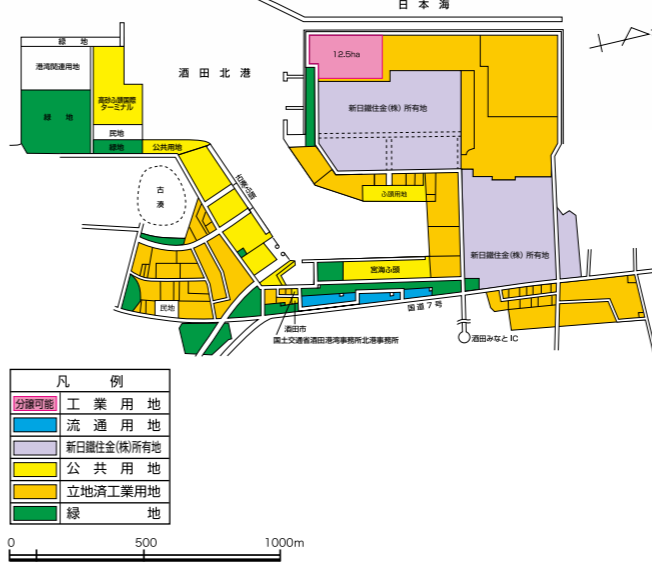


酒田港周辺のリサイクル関連企業

酒田港に隣接する臨海工業団地には、リサイクル関連企業が進出しています。循環資源貨物の集積が進み、風力・太陽光・バイオマスの再生可能エネルギー発電施設も立地が進むなど、エネルギーポートとしての役割も担っています。エネルギー産業の新たな進展による関連分野の企業進出が期待されるエリアです。



区画図



所在地	山形県酒田市宮海・古湊・高砂・林内
事業主体	山形県
分譲価格	14,900円/㎡
総面積	345.1ha
分譲可能面積	12.5ha
アクセス	高速道路C：日本海東北自動車道 酒田みなとICから2km 道路：東京から約470km(車で約6時間) 鉄道：酒田駅から車で約10分(東京～酒田間 約4時間) 空港：庄内空港から車で約20分 港：酒田北港隣接(工業団地内)
団地概要	用途地域：工業専用地域、工業地域、準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 用水：工業用水22,000㎡/日 排水：各企業で処理 電力：酒田北港変電所 N値：24～31
人材	周辺人口：約27万人 近郊高等学校：16校(うち工業・情報処理関係 3校) 年間卒業予定者：約2,600人(うち工業・情報処理関係 約460人)
リース制度	価格：分譲価格の1.4%(約17円/㎡/月) リース期間：10年間(10年後の買取条件付き) 保証金：分譲価格の10%、期間満了時返還・無利子

優遇措置

名称	適用条件	内容	
県 補助金・助成金	【新設】 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に土地又は空工場を取得して工場(植物工場を含む)を設置する場合	A 1. 土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く。以下同じ。)が100億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 3. 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:10% 限度額:50億円
	B 1. 土地を除く固定資産の取得額1億円以上(空工場の取得の場合は、5000万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上 3. 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円	
	C 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を設置する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額 補助率:20% *営業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	
	D 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業を営む企業で、研究開発機能を設置する企業 1. 土地を除く固定資産の取得額3000万円以上(空工場の取得の場合は、1500万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が5名以上	土地を除く固定資産の所得額 補助率:25% 限度額:10億円	
市	【新設】 県の誘致により、県外から新たに本社機能を設置する企業。 本社機能：経営意思決定、経営資源管理、各種業務統括などの事業所をいう。(ただし、工場及び当該地域を管理する営業所を除く) 1. 本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空きオフィス等の取得の場合は2,500万円)以上 2. 新規常用雇用者10名(人員移転含む)以上(対象経費が15億円を超える場合は20名以上) 3. 本社等建物の建設着手から2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円	
	【増設】 既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)で、事業の高度化等に資するために新たに工場を増設する場合(Dについては、本県に立地後5年以内の企業)	A 1. 土地を除く固定資産取得額30億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転を含む)が30名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額 補助率:補助対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 限度額:4億円
	B 1. 土地を除く固定資産取得額3億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が①5名以上 ②20名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額 補助率:5% 限度額:①0.5億円 ②1.5億円	
	C 既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を増設する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額 補助率:5% *営業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	
D 事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合。 1. 土地を除く固定資産の取得額1億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円		
酒田市用地取得助成金	1. 製造業等で用地取得面積1,000㎡以上(新設または移設) 2. 新規雇用(a)5名以上(大企業30名以上)または(b)3名以上(大企業10名以上)	用地取得額の(a)30%または(b)20% 限度額2億円 (製造業以外は限度額1億円)	
酒田市設備投資促進助成金	1. 酒田市外から進出の製造業、情報サービス業等 2. 用地取得面積1,000㎡以上 3. 新規雇用10名以上(大企業50名以上)	用地取得額の50% 限度額3億円	
酒田市設備投資促進助成金	1. 臨海工業団地へ進出した製造業等(新設又は移転) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産税課税標準額の3.0%(新設又は移転) *他法により課税免除等を受けることができるものを除く	
酒田市設備投資促進助成金	1. 酒田市外から臨海工業団地へ進出した製造業等(新設) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産税課税標準額の4.2%(新設) *他法により課税免除等を受けることができるものを除く	
融資	山形県産業立地促進資金 1. 本県産業の高度化に資することが期待できるもの 2. 県及び酒田市の認定を受けたもの	1. 資金使途 運転資金、設備資金 2. 限度額 20億円 3. 償還方法 20年以内(設備資金)、15年以内(運転資金) 4. 利率 年0.7%(変動金利)	

※上記の補助制度の他に、リサイクル、有機エレクトロニクス、バイオ、自動車、航空機関連企業への補助率上限制度や雪対策・物流関連施設・テロ関連施設についての支援制度等があります。
※立地企業 県の誘致により県外から進出した企業または県外資本が50%以上の企業ないし県外企業の事業所等



酒田港整備計画図

酒田港港湾計画(一部変更)平成27年3月を基に掲載

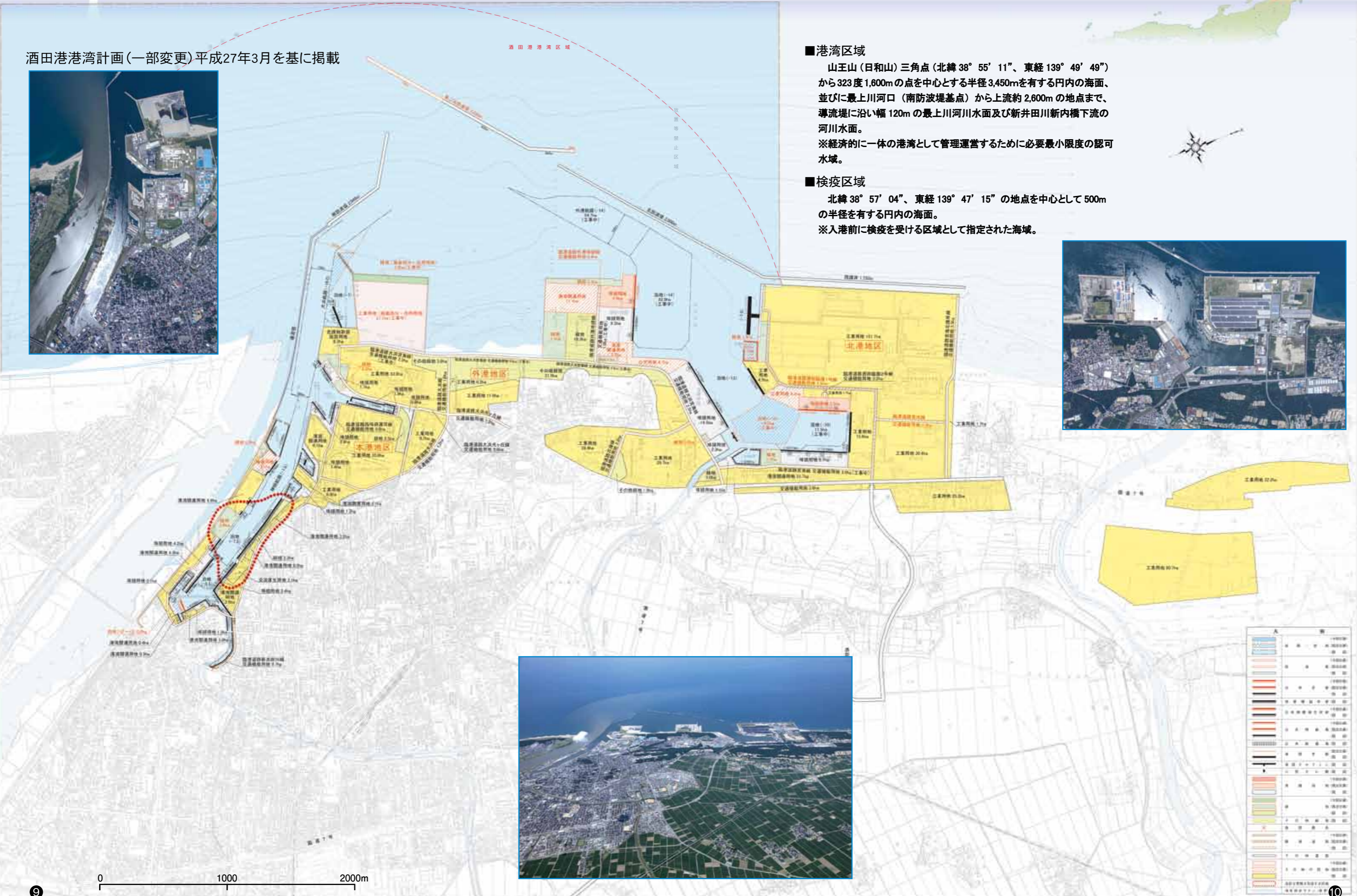


■港湾区域

山王山(日和山)三角点(北緯 38° 55' 11"、東経 139° 49' 49") から323度 1,600mの点を中心とする半径 3,450mを有する円内の海面、並びに最上川河口(南防波堤基点)から上流約 2,600mの地点まで、導流堤に沿い幅 120mの最上川河川水面及び新井田川新内橋下流の河川水面。
※経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の認可水域。

■検疫区域

北緯 38° 57' 04"、東経 139° 47' 15" の地点を中心として 500mの半径を有する円内の海面。
※入港前に検疫を受ける区域として指定された海域。



凡 例	
[Blue box]	1. 港湾区域
[Yellow box]	2. 検疫区域
[Green box]	3. 工業用地
[Red box]	4. 商業用地
[Orange box]	5. 住宅用地
[Purple box]	6. 公園用地
[Brown box]	7. 農用地
[Light blue box]	8. 河川水面
[Light green box]	9. 緑地
[Light purple box]	10. 公園
[Light orange box]	11. 住宅
[Light red box]	12. 商業
[Light yellow box]	13. 工業
[Light blue box]	14. 河川
[Light green box]	15. 緑地
[Light purple box]	16. 公園
[Light orange box]	17. 住宅
[Light red box]	18. 商業
[Light yellow box]	19. 工業
[Light blue box]	20. 河川
[Light green box]	21. 緑地
[Light purple box]	22. 公園
[Light orange box]	23. 住宅
[Light red box]	24. 商業
[Light yellow box]	25. 工業
[Light blue box]	26. 河川
[Light green box]	27. 緑地
[Light purple box]	28. 公園
[Light orange box]	29. 住宅
[Light red box]	30. 商業
[Light yellow box]	31. 工業
[Light blue box]	32. 河川
[Light green box]	33. 緑地
[Light purple box]	34. 公園
[Light orange box]	35. 住宅
[Light red box]	36. 商業
[Light yellow box]	37. 工業
[Light blue box]	38. 河川
[Light green box]	39. 緑地
[Light purple box]	40. 公園
[Light orange box]	41. 住宅
[Light red box]	42. 商業
[Light yellow box]	43. 工業
[Light blue box]	44. 河川
[Light green box]	45. 緑地
[Light purple box]	46. 公園
[Light orange box]	47. 住宅
[Light red box]	48. 商業
[Light yellow box]	49. 工業
[Light blue box]	50. 河川
[Light green box]	51. 緑地
[Light purple box]	52. 公園
[Light orange box]	53. 住宅
[Light red box]	54. 商業
[Light yellow box]	55. 工業
[Light blue box]	56. 河川
[Light green box]	57. 緑地
[Light purple box]	58. 公園
[Light orange box]	59. 住宅
[Light red box]	60. 商業
[Light yellow box]	61. 工業
[Light blue box]	62. 河川
[Light green box]	63. 緑地
[Light purple box]	64. 公園
[Light orange box]	65. 住宅
[Light red box]	66. 商業
[Light yellow box]	67. 工業
[Light blue box]	68. 河川
[Light green box]	69. 緑地
[Light purple box]	70. 公園
[Light orange box]	71. 住宅
[Light red box]	72. 商業
[Light yellow box]	73. 工業
[Light blue box]	74. 河川
[Light green box]	75. 緑地
[Light purple box]	76. 公園
[Light orange box]	77. 住宅
[Light red box]	78. 商業
[Light yellow box]	79. 工業
[Light blue box]	80. 河川
[Light green box]	81. 緑地
[Light purple box]	82. 公園
[Light orange box]	83. 住宅
[Light red box]	84. 商業
[Light yellow box]	85. 工業
[Light blue box]	86. 河川
[Light green box]	87. 緑地
[Light purple box]	88. 公園
[Light orange box]	89. 住宅
[Light red box]	90. 商業
[Light yellow box]	91. 工業
[Light blue box]	92. 河川
[Light green box]	93. 緑地
[Light purple box]	94. 公園
[Light orange box]	95. 住宅
[Light red box]	96. 商業
[Light yellow box]	97. 工業
[Light blue box]	98. 河川
[Light green box]	99. 緑地
[Light purple box]	100. 公園

酒田港案内図



係留施設 (本港地区)

番号	施設名称	管理者	延長	エプロン巾	主たる用途	水深	構造		照明装置	けい船数		現況	建設年度
							様式	主要用材		平方トン当	トン数		
1	大浜ふ頭第1岸壁	山形県	330	13.3	雑ばら商材	-9.0	平行式	井筒	有	D 10,000	W 2	良好	昭和33~39年度 昭和63年度
2	大浜ふ頭第2岸壁	〃	90	15	ばら商材	-5.5	〃	鋼矢板	無	2,000	1	〃	昭和44~45年度
3	西ふ頭	〃	185	15	雑ばらセメント	-10.0 -4.5	〃	〃	有	15,000	1	〃	昭和43~44年度 平成2~3年度
4	西ふ頭(-5.5)岸壁	〃	180	15	雑貨	-5.5	〃	直立消波ブロック	無	2,000	2	〃	昭和57~59年度
5	東新町岸壁	〃	260	20	曳官庁船	-7.5	〃	鋼矢板	有	5,000	2	〃	昭和45~46年度
6	東ふ頭船場町岸壁	〃	360	15	官庁船	-5.5	〃	〃	〃	2,000	4	〃	昭和7~14年度 昭和62~63年度
7	東ふ頭船場町第2岸壁	〃	195	8.5	〃	-4.5	〃	L型ブロック	〃	700	3	〃	昭和7~14年度
8	袖岡ふ頭岸壁	〃	390	10	雑ばら木材	-7.5	〃	鋼矢板	無	5,000	3	〃	昭和40~42年度
9	水産第1岸壁	〃	140	8.5	漁獲物	-4.5	〃	〃	有	150㍑	〃	〃	昭和14~17年度 昭和46年度
10	水産第2岸壁	〃	196	20	〃	-5.5 -4.5	〃	〃	〃	300㍑ 150㍑	〃	〃	平成4年度(改) 昭和53~54年度
11	新井田川右岸物揚場	〃	200	4.8~10.0	〃	-3.0 -2.0	〃	L型ブロック	〃	〃	〃	〃	昭和42年度 昭和46~59年度
12	新井田川左岸物揚場	〃	133	6~8.8	漁獲物	-2.0 -3.0 -4.0	〃	鋼矢板 コンクリート 鋼管杭	〃	2.0 3.0 1.0	〃	〃	昭和46~47年度 平成11年度 昭和46~47年度
13	山居町物揚場	〃	200	6.5~10	雑貨 漁獲物	-4.0 -2.0	〃	鋼矢板	〃	3.0 1.0	〃	〃	昭和41~46年度 昭和48~51年度
14	入船町物揚場	〃	120	6	漁獲物	-3.0	〃	〃	〃	1.5	〃	〃	昭和45年度
15	家物揚場	〃	35	10	石材	-3.5	〃	〃	〃	1.0	〃	〃	昭和46~47年度
16	家物揚場(B)	〃	45.6	5	雑貨	-2.0	矢板式	〃	〃	-	〃	〃	昭和42年度
17	袖岡物揚場	〃	140	3.6	石材	-3.0	平行式	〃	〃	1.5	〃	〃	昭和46~47年度
18	袖岡船だまり物揚場	〃	368	6~10	雑貨	-3.0	〃	直立消波ブロック	〃	2.0	〃	〃	昭和61~62年度
19	第1酒田PBS物揚場	〃	426.4	6~10	〃	-2.0	〃	鋼矢板	有	〃	〃	〃	昭和27~45年度
20	第1酒田PBSさん橋	〃	76	2.5	〃	-2.8	くい式	P C 杭	〃	〃	〃	〃	平成7年度
21	第1船だまり物揚場	〃	290	6~8	漁獲物	-2.0	平行式	水 コンクリート 鋼矢板	有	5㍑	〃	〃	昭和43~46年度
22	大浜石油さん橋	東西	94	137	石油類	-7.0 -7.5	杭式	鋼杭	〃	3,000 5,000	1	〃	昭和44年度 平成24年度機能強化
23	第2酒田PBS物揚場(A)	山形県	237.4	6	〃	-3.0	平行式	コンクリート杭	〃	1.0	〃	〃	昭和61年度
24	第2酒田PBS物揚場(B)	〃	305.2	15	〃	-4.5	〃	鋼矢板	有	〃	〃	〃	昭和44~45年度
25	第2酒田PBS護岸さん橋	〃	291.4	〃	〃	-4.5	張出式	鋼板	〃	〃	〃	〃	平成3~4年度
26	第2酒田PBS東さん橋	〃	31.5	3.8	〃	-4.5	平行式	直立消波ブロック	有	〃	〃	〃	平成18年度
27	第2酒田PBS西さん橋	〃	27	〃	〃	-4.5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成18年度
28	小排水護岸	〃	65	2	〃	-2.0	矢板式	鋼矢板	〃	〃	〃	〃	昭和50~51年度
29	入船町物揚場(A)	〃	230	6~10	漁獲物	-2.0	平行式	〃	有	〃	〃	〃	昭和53~54年度
30	入船町物揚場(B)	〃	26	6	漁獲物	-2.0	〃	直立消波ブロック	無	〃	〃	〃	平成23年度



1 定期船とびしまフェリーターミナル



2 本間家旧本邸



3 山居倉庫



4 日和山

【日和山の歴史】
 文化10年(1813年)、港近くの丘に土盛りして常夜灯を設置、灯台の役目を果たさせる。
 明治14年(1881年)、明治天皇巡幸の際、高台を築き朝日山と名付ける。
 明治23年(1890年)頃から日和山公園と呼ぶようになった。
 昭和58年(1983年)、市制50周年事業の一つとして、修景池、千石船、文学の散歩道、駐車場等が整備された。

酒田港案内図



係留施設 (外港・北港地区)

番号	施設名称	管理者	延長	エプロン巾	主たる用途	水深	構造		照明装置	照度	船数	現況	建設年度
							様式	主要素材					
1	古湊ふ頭第1号岸壁	山形県	270	20	木材・鋸屑	-13.0	平行式	鋼矢板	有	D W 50,000	1	良好	昭和55~57年度
2	古湊ふ頭第2号岸壁	〃	185	20	木材	-10.0	〃	〃	〃	15,000	1	〃	昭和52年度
3	古湊ふ頭第3号岸壁	〃	185	20	木材	-10.0	〃	〃	〃	15,000	1	〃	昭和49年度
4	古湊係船杭	〃	253	-	〃	-10.0	杭式	鋼杭	無	15,000	1	〃	昭和50年度
5	宮海船だまり物揚	〃	507	10	係留	-4.0	〃	鋼矢板	有	小型船舶	1	〃	昭和49~52年度
6	宮海第2号岸壁	〃	170	20	窯業品	-10.0	矢板式	鋼管矢板	無	10,000	1	〃	平成8~13年度
7	宮海第3号岸壁	〃	130	20	骨材	-7.5	〃	鋼矢板	〃	5,000	1	〃	平成9~10年度

将来計画 (外港地区・北港地区)

番号	施設名称	管理者	延長	エプロン巾	主たる用途	水深	構造		照明装置	照度	船数	現況	建設年度
							様式	主要素材					
8	宮海第4号岸壁	山形県	130	20	骨材	-7.5	矢板式	鋼矢板	無	D W 5,000	1	良好	平成5~6年度
9	宮海第5号岸壁	〃	130	20	骨材	-7.5	〃	〃	〃	5,000	1	〃	平成2~3年度
10	酒田共同火力石炭岸壁	酒田共同火力	270	30	石炭	-13.0	平行式	〃	〃	50,000	1	〃	昭和50年度
11	酒田共同火力専用岸壁	〃	160	20	石灰	-10.0	〃	〃	〃	15,000	1	〃	昭和50年度
12	酒田共同火力揚油ドクリン	〃	324	-	〃	-7.5	杭式	鋼杭	〃	5,000	2	〃	昭和50~51年度
13	高砂第2号岸壁	山形県	280	50	コンテナ	-14.0	重力式	ケーソン	有	50,000	1	〃	平成5~11年度
14	高砂第1号岸壁	〃	112	50	〃	-14.0	重力式	ケーソン	無	55,000	1	〃	平成8~29年度
15	青南商事専用岸壁	青南商事	186.2	-	〃	-7.5	矢板式	鋼矢板	無	5,000	1	〃	平成16年度

■本港地区



山形県酒田海洋センター

現代的施設とは一味違うレトロな内容が懐かしさと緩やかな時の流れを感じさせ人気を呼んでいます。観光案内としてもご利用ください。

- 休館日 月曜日(祝日の場合は開館)及び12/29~1/3
- 開館時間 10:00~17:00
- 入場料 無料 ●問合せ☎ 0234-26-5642

指定管理者 庄内海浜さとやまの会共同企業体
代表団体 特定非営利活動法人
庄内海浜美化ボランティア

※平成30年度入館者数 36,298人



東ふ頭船場町緑地



東ふ頭船場町緑地の遊具施設



酒田市みなと市場



定期船とびしまフェリーターミナル

就航航路 酒田-飛島
乗船時間 75分
問合せ☎ 0234-22-3911



第1酒田プレジャーボートスポット



西ふ頭くん蒸施設

面積 618㎡



イカ釣り漁船



第2酒田プレジャーボートスポット

使用料 使用期間1月未満 133円/メ-トル・日
使用期間1月以上 650円/メ-トル・月
問合せ☎ 0234-33-8132
指定管理者 酒田小型船舶安全協会



タグポート

191ト 3,600馬力・・・1隻
166ト 3,100馬力・・・2隻
問合せ☎ 0234-24-2360
酒田曳船(株)

■外港地区・北港地区



国際ターミナル全景 左から高砂西上屋、コンテナ・フレート・ステーション(CFS)上屋、コンテナヤード



冷凍(リーファー)コンテナとリーファーコンセント
電源設備使用料 31円/kwh



コンテナクレーン
使用料 22,654円/30分
※3分の1 減免適用後料金



リーチスタッカー
使用料 1,260円/30分
※3分の1 減免適用後料金



管理上屋(管理棟、トラックゲート)



古湊ふ頭上屋(天井クレーン設置、吊上能力:20t*1)



酒田北港緑地展望台

荷役・保管施設等一覧

機械名	山形県	酒田海陸運送(株)	日本通運酒田支店
コンテナクレーン	吊上能力 42.6t*1 吊上能力 47.9t*1		
リーチスタッカー	吊上能力 45.0t*3		
クローラクレーン		揚力 120t*1	
トラッククレーン		揚力 50t*2/35t*1	揚力 65t*1/50t*2
ショベルローダー		揚力 7.5t*1/6.0t*1/5.1t*2/4.5t*1/ 3.6t*1/3.2t*1/3.0t*1/2.4t*1/2.0t*1	揚力 6t*4/3.5t*2
フォークリフト		揚力 11.5t*1/3.5t*1/3.0t*5/2.5t*7	揚力 3.5t*2/3.0t*2/2.5t*1
パワーショベル		ﾊﾞｯｸﾙ用*5	ﾊﾞｯｸﾙ用*2
ツーウェイドーザー		0.7t*4	4t*1
リーファーコンセント	220V*2/440V*10	440V*1/220V*2	

◇上屋・倉庫・貯留場

施設名	規模
上屋	山形県 7棟 14,669㎡ (内保税蔵置場 1,291㎡、くん蒸 618㎡、指定保税地域 4,425㎡)
倉庫	酒田海陸運送(株) 9棟 7,284.67㎡ (内 定温倉庫(保税倉庫) 2棟 965㎡) 日本通運酒田支店 7棟 5,158㎡ (内 定温倉庫 2棟 779㎡)
野積場	山形県 246,446㎡
貯木場	酒田木材工業団地 102,480㎡
木材荷捌地	山形県 23,210㎡

◇曳船

区分	酒田曳船(株)	酒田海陸運送(株)
タグポート	191t*1(3,600馬力)/166t*2(各3,100馬力)	
作業船		4.2t*1

●休館日 月曜日(祝日の場合は開館)及び12/29~2/末日
●開館時間 10:00~17:00(注1・2)
注1) 夕日が見える日は日没まで
注2) 11/1~12/28は9:00~16:00まで
●入場料 無料 ●問合せ☎ 0234-34-6020
●指定管理者 庄内海浜さとやまの会共同企業体
代表団体 特定非営利活動法人
庄内海浜美化ボランティア

※平成30年度入館者数27,455人



酒田北港緑地(多目的広場)

☎問合せ 0234-43-6658
酒田市教育委員会スポーツ振興課

港湾施設使用料

連絡先一覧



入港料

使用区分	料金
(1) 外航船舶で総トン数 700 トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、平成21年8月1日以降の入港回数のうち偶数回数の入港に関して、入港料を免除する。	2 円 30 銭 / トン
(2) 内航船舶で総トン数 700 トン以上	1 円 24 銭 / トン
【備考】 1 「外航船舶」とは、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業（同法第 44 条に規定する船舶運航の事業を含む）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。 2 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。 3 1 トン未満の端数があるときは、当該端数は 1 トンとする。	

通常使用

使用区分	料金
1 岸壁・物揚場・船揚場使用料	
(1) 総トン数 5 トン未満の船舶 (2) 総トン数 5 トン以上 50 トン未満の船舶 (3) 総トン数 50 トン以上 100 トン未満の船舶 (4) 総トン数 100 トン以上 150 トン未満の船舶 (5) 総トン数 150 トン以上の船舶 ① 使用時間が 12 時間以内の場合 ※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免 ② 使用時間が 12 時間を超える場合 イ 使用時間が 24 時間まで ※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免 ロ 使用時間が 24 時間を超える分 ※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免 (6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 10 メートル以上 50 メートル未満のもの (7) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 50 メートル以上のもの (8) プレジャーボート	4,520 円 / トン・年 168 円 / 24h 339 円 / 24h 509 円 / 24h 内航船舶 5 円 9 銭 / トン 外航船舶 4 円 72 銭 / トン 外航船舶 2 円 36 銭 / トン 内航船舶 6 円 80 銭 / トン 外航船舶 6 円 30 銭 / トン 外航船舶 3 円 15 銭 / トン 内航船舶 3 円 40 銭 / トン・12h 外航船舶 3 円 15 銭 / トン・12h 外航船舶 1 円 58 銭 / トン・12h 内航船舶 169 円 / 24h 外航船舶 157 円 / 24h 内航船舶 340 円 / 24h 外航船舶 315 円 / 24h 556 円 / 船長×月
2 係船浮標・係船くい使用料	
(1) 係留時間 24 時間まで総トン数 (2) 係留時間 24 時間を超えるときは、当該超える分	内航船舶 1 円 13 銭 / トン 外航船舶 1 円 05 銭 / トン 内航船舶 56 銭 / トン・12h 外航船舶 52 銭 / トン・12h
【備考】 使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 公共臨港線使用料	
貨物 1 トン当たり輸送距離	3 円 71 銭 / 100 米
【備考】 貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
4 軌道走行式荷役機械	
コンテナクレーン	※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。 22,654 円 / 30 分
5 移動式荷役機械	
(1) リーチェタッカー	※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。 1,260 円 / 30 分
6 ふ頭荷さばき地使用料	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地 ① 使用期間が 4 日を超え 30 日まで ② 使用期間が 30 日を超える場合 (2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地 ※ (2) は 2 分の 1 減免適用後の料金である。	11 円 88 銭 / ㎡・日 23 円 76 銭 / ㎡・日 50 円 / TEU・日
【備考】 1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあつては使用期間が 4 日以内の場合は、使用料を徴収しない。 2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量 1 キロワット時につき 31 円を加算する。（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	

(注) H31.4.1 現在

使用区分	料金
7 木材荷さばき場使用料	
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	1,030 円 / 7-ル・15 日
8 上屋使用料	
(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋 ① 使用期間が 15 日以内まで ② 使用期間が 15 日を超え 30 日まで ③ 使用期間が 30 日を超える場合 (2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋 (3) 上屋内事務室 (4) コンテナ管理施設	14 円 24 銭 / ㎡・日 28 円 50 銭 / ㎡・日 42 円 75 銭 / ㎡・日 20 円 / ㎡・日 44,000 円 / 月 1,250 円 / ㎡・月
【備考】 1 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 くん蒸施設を使用する場合はくん蒸する貨物 1 トン当たり 140 円を加算する。（くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 3 天井クレーンを使用する場合は 1 時間当たり 4,810 円を加算する（天井クレーンを使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 4 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
9 野積場使用料	
(1) 使用期間が 15 日以内まで (2) 使用期間が 15 日を超え 30 日まで (3) 使用期間が 30 日を超える場合	2 円 33 銭 / ㎡・日 3 円 26 銭 / ㎡・日 4 円 21 銭 / ㎡・日
【備考】 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
10 船舶給水施設使用料	
(1) 外航船舶以外の船舶に給水する場合 ① 時間内に行う給水 ② 時間外に行う給水 (2) 外航船舶の船舶に給水する場合 ① 時間内に行う給水 ② 時間外に行う給水	550 円 / ㎡ 706 円 / ㎡ 510 円 / ㎡ 654 円 / ㎡
【備考】 使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる	
11 廃棄物選別施設使用料	
選別物	139 円 / ㎡
【備考】 選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
12 廃油処理施設使用料	
ビルジ又は廃油	内航船舶 2,100 円 / トン 外航船舶 1,950 円 / トン
【備考】 ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
13 酒田プレジャーボートスポット	
(1) 使用期間が 1 月未満の場合 (2) 使用期間が 1 月以上の場合	133 円 / 船長×日 650 円 / 船長×月

目的外使用又は占用

使用区分	料金
1 港湾施設使用料	
(1) 港湾管理事務所 (2) その他の港湾施設 他の港湾施設としての用に供する目的で使用するとき、当該供された目的のために設置された港湾施設について定められている通常使用の場合の使用料の額とする。	5,580 円 / ㎡・年
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 港湾施設用地使用料	
(1) 工作物を設置する場合 ① 電柱類及びこれに類するもの ② 鉄塔及びこれに類するもの ③ 地下工作物（管類埋設を含む） 投影面積 ④ 架空工作物 投影面積 架線 ⑤ その他 (2) 工作物を設置しない場合	1,500 円 / 本・年 1,650 円 / 1.7 ㎡・年 375 円 / ㎡・年 360 円 / ㎡・年 260 円 / 線・年 720 円 / ㎡・年 80 円 / ㎡・月
【備考】 1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 使用期間が 1 年に満たない場合にあつては、月割計算によるものとする。この場合において、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月に引き上げるものとする。 3 使用期間の単位に満たない場合は日割計算によるものとする。	

1 総合案内

■ 山形県港湾事務所
山形県酒田市船場町二丁目 5-15 Tel.0234-26-5636 Fax.0234-22-5216

2 国際輸送

■ “プロスパーポートさかた”ポータルセールス協議会（事務局 山形県商工労働部貿易振興課）
山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2355 Fax.023-630-3371 URL:http://www.port-of-sakata.jp/

3 定期コンテナ航路

■ 高麗海運ジャパン株式会社（高麗海運株式会社日本総代理店）
東京都港区新橋一丁目 18-16 日本生命新橋ビル 4 階 Tel.03-3500-5051 Fax.03-3500-5096 URL:http://www.kmtcjapan.com/
■ 株式会社シノコー成本（長錦商船株式会社日本総代理店）
東京都中央区銀座三丁目 10-7 ヒューリック銀座 3 丁目ビル 6 階 Tel.03-6278-6040 Fax.03-6278-6038 URL:http://seihon.sinokor.co.kr/
■ 南星海運ジャパン株式会社（南星海運株式会社日本総代理店）
東京都千代田区鍛冶町二丁目 9-12 神田徳力ビル 1 階 Tel.03-5843-6100 Fax.03-5843-6110 URL:http://www.namsung.co.jp/

4 港湾荷役

■ 酒田港国際ターミナル事業協同組合
山形県酒田市高砂 232 Tel.0234-33-1939
■ 日本通運株式会社酒田支店酒田海運営業所
山形県酒田市宮海字治八郎畑 1-31 Tel.0234-35-1288 Fax.0234-34-2811 URL:http://www.nittsu.co.jp

■ 酒田海陸運送株式会社
山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 URL:http://www.sakata-kairiku.co.jp

5 C I Q 体制

税関▶ CIQ とは、国境を越える交通および物流において必要とされる手続きで、税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を執行する機関や施設のことをいう。
■ 財務省東京税関酒田税関支署（酒田港湾合同庁舎）
山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.0234-22-1024 Fax.0234-22-1035 URL:http://www.customs.go.jp/
■ 東京税関酒田地区保税会（事務局 酒田海陸運送株式会社）
山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869

入国管理▶ ■ 法務省仙台入国管理局酒田出張所（酒田港湾合同庁舎）
山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.0234-22-2746 Fax.0234-22-2824 URL:http://www.immi-moj.go.jp/

検疫▶ ■ 厚生労働省仙台検疫所酒田出張所（酒田港湾合同庁舎）
山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.018-846-8280 Fax.018-846-8283（秋田船川出張所）URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/

植物防疫▶ ■ 農林水産省横浜植物防疫所新潟支所（新潟港湾合同庁舎）
新潟県新潟市中央区竜が島一丁目 5-4 Tel.025-244-4401 Fax.025-246-2730 URL:http://www.maff.go.jp/pps/

■ 酒田植物検疫協会（事務局 酒田木材工業団地協同組合内）
山形県酒田市宮海字明治 99-3 Tel.0234-33-3566 Fax.0234-33-1774

■ 植物貿易検査業務調整室（山形県港湾事務所内）
山形県酒田市船場町二丁目 5 番 15 号 Tel.0234-26-5639

動物検疫▶ ■ 農林水産省動物検疫所新潟空港出張所 Tel.025-275-4565 Fax.025-270-9741
新潟県新潟市東区松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル URL:http://www.maff.go.jp/aqs/

■ 酒田動物検疫協会（事務局 酒田海陸運送株式会社）
山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869

食品検査▶ ■ 厚生労働省仙台検疫所
宮城県塩釜市貞山通三丁目 4-1 Tel.022-367-8102 Fax.022-362-3300 URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/

■ 一般財団法人山形県理化学分析センター Tel.023-645-5308 Fax.023-645-5305
山形県山形市松栄一丁目 6-68 アルカディアソフトパーク内 URL:http://www.y-rikagaku.jp/

■ 日本環境科学株式会社
山形県山形市高木 6 Tel.023-644-6900 Fax.023-644-6908 URL:http://www.jesc-y.jp/

6 リサイクルポート

■ 酒田リサイクルポート推進協議会（事務局 山形県県土整備部空港港湾課）
山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2625 Fax.023-630-2664

7 環境産業

■ 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課
山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2322 Fax.023-625-7991

8 産業廃棄物

■ 山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課
山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 Tel.0235-66-4914 Fax.0235-66-4749

9 企業立地

■ 山形県商工労働部工業戦略技術振興課産業立地室
山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2690 Fax.023-630-2695 URL:http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/

10 酒田市助成制度

■ 酒田市地域創生部商工港湾課企業立地・産業振興係
山形県酒田市本町二丁目 2-45 Tel.0234-26-5361 Fax.0234-22-3910 URL:http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/

11 貿易全般

■ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）山形貿易情報センター Tel.023-622-8225 Fax.023-623-1014
山形県山形市七日町三丁目 5-20 富士火災山形ビル 4 階 URL:http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/

■ 一般社団法人山形県国際経済振興機構 Tel.023-687-1127 Fax.023-687-1129
山形県山形市七日町三丁目 5-20 富士火災山形ビル 5 階 URL:http://www.yamagata-export.jp/

北東アジア全図



提供 東北地方整備局
酒田港湾事務所



山形県港湾事務所
山形県港湾協会

〒998-0036 山形県酒田市船場町二丁目5番15号
Tel.0234-26-5634 Fax.0234-22-5216

“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
事務局 山形県商工労働部貿易振興課
Tel.023-630-2355 Fax.023-630-3371

酒田市地域創生部商工港湾課
酒田港湾振興会

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号
Tel.0234-26-5758 Fax.0234-22-3910